



☎0967-62-0110
通報・相談 110

全国地域安全運動 みんなでつくろう安心の街

「みんなでつくろう安心の街」をスローガンに10月11日(金)から10月20日(日)までの10日間、「全国地域安全運動」を実施します。

この運動は、犯罪のない安心して暮らせる地域社会を実現するために、防犯協会をはじめとする関係機関、自治体、防犯ボランティア団体等と警察が連携し、各地で防犯パトロールや防犯キャンペーンなどに取り組むものです。

運動重点

- ・子供と女性の犯罪被害防止
- ・「電話で『お金』詐欺」・SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- ・自転車盗、万引きの被害防止

ゆっぴー安心メール

熊本県警察では、子供の安全確保や地域の犯罪防止を図るため、県内で発生した事案等に関する情報を、会員登録された方のメールアドレス宛に配信します。

- 配信する情報は、次のとおりです。
- 緊急治安情報
- 声かけ事案、不審者事案、つきまとい

い事案等の犯罪の前兆事案情報

- わいせつ、盗撮、痴漢、のぞき等の性犯罪等事案情報
- 強盗、放火等の凶悪犯や連続発生等の窃盗事件等の特異な事件情報
- 「電話で『お金』詐欺」等の詐欺事件に関する情報
- 行方不明事案(迷子含む)や迷い人の手配・発見等に関する情報
- 野生動物や野犬等の出没に関する情報
- 災害等が発生したまたは発生するおそれがある場合における住民の避難や安全確保等に関する情報

★登録希望の方★

- ① 登録用メールアドレス k110@ansin.police.pref.kumamoto.jp を入力、または下記登録用QRコードを読み取り空メールを送信
- ② 返信メールを受信後、メール一番下のURLをクリックし、必要事項を入力して登録完了



☎0967-62-9034
火災・救急 119

なんでも南部分署

「令和6年秋季全国火災予防運動」 11月9日(土)～11月15日(金)

全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」

これからの時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。一人一人が火災予防に対する意識を持つことにより火災による焼死事故や貴重な財産の損失を防ぎ、放火されにくい「災害に強い町づくり」のために、毎年秋季火災予防運動が実施されています。

また昨年の阿蘇消防管内で発生した火災で最も多かったのは、たき火や輪地焼きの火が周囲に燃え広がったその他火災です。たき火や輪地焼きを行う際には水の入ったバケツや、水を撒けるホースなどを準備し、風向きなど細心の注意を払って実施してください。また燃やされる場合は南部分署(0967・62・9034)に連絡をお願いします。

救急安心センター事業について 「救急安心センター事業(＃7119)」をご存知でしょうか？

「救急安心センター事業(＃7119)」は、夜間に急な病気やけがをして不安を抱く県民に安心を提供することを目的に、医療機関受診の必要性や応急手当の方法等を相談員(看護師)が助言する事業です。

このような、相談窓口等を住民の皆さまに活用して頂き、救急車の適正利用にも併せてご理解とご協力をどうぞよろしくお願い致します。



※ダイヤル回線、IP電話、光電話からは「03-6735-8190」です。携帯電話への番号登録をおすすめします。

相談時間は、毎日夜間：午後7時～翌朝午前8時まで。

※15歳未満の場合は、「＃8000」で受け付けていますので間違えないようご注意ください。

救急安心センター

相談時間 毎日・夜間 午後7時～午前8時 相談員 看護師

夜間の急な病気やケガ **＃7119**

※ダイヤル回線、IP電話、光電話からは ☎03-6735-8190
携帯電話への番号登録をおすすめします

夜間に医療機関の受診や救急車の要請を迷わず場合は、救急安心センター(＃7119)へ

※15歳未満の場合は、「＃8000」で受け付けています。

国民健康保険加入者の方へ

被保険者証(健康保険証)の廃止後、マイナンバーカードを利用した健康保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」が交付されます

被保険者証(健康保険証)廃止後の対応

1 マイナ保険証をお持ちの方

令和6年12月2日以降、国民健康保険加入者の方が医療機関等を受診する場合は、原則マイナ保険証で受診していただくことになります。

2 マイナ保険証をお持ちでない方

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、現行の健康保険証が使用できなくなる前に、申請をいただくことなく保険者から無償で「資格確認書」が交付(他保険からの異動などの場合は申請が必要な場合があります。)され、その資格確認書で受診していただくことになりますので、引き続き、安心して医療機関等での受診を受けることができます。

※詳細については、市町村で対応が異なる場合がありますのでお住まいの市町村の国民健康保険担当窓口へ、直接お尋ねください。

マイナ保険証のメリット

1 より良い医療が受けられる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態やほかの病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

2 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除される

これまで申請が必要であった限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが、申請なしで免除されます。



詳しくはこちらから

健康推進課 国民健康保険係
☎0967-62-2910